主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浦上一郎、同阿部甚吉の上告理由について。

所論指摘の事実関係に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができる。そして、原審の確定した事実関係のもとにおいては、上告人の本件土地に対する賃借権が建物保護法一条二項(昭和四一年法律第九三号による削除前のもの)の規定により対抗力を失い、また被上告人Bに所論の過失がないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	出		訯
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健一	郎